

令和5年度「大阪府議会広報テレビ番組等制作及び放送業務」についての質問及び回答

【概要】

受付期間：公募開始日（令和5年6月23日（金曜日））から令和5年6月30日（金曜日）午後5時まで

受付方法：電子メール

質問件数：2件

No.	質問	回答
1	参加資格の実績として平成31年4月1日から公示日まで大阪府域における地上デジタル放送の番組企画、制作及び放送業務の実績が必要とありますが、東京発のネット番組の企画（大阪での放送あり）は参加資格の実績として認められますでしょうか。	<p>公募参加資格として「平成31年4月1日からこの公示の日までの間に、大阪府域における地上デジタル放送の番組企画・制作及び放送業務にかかる実績を有すること（公募要領3（6）」を要件の一つとしています。</p> <p>お示しの「東京発のネット番組」が地上デジタル放送に当たらない場合は公募参加資格を有しないこととなります。</p>
2	こちらは参加者を把握していないのですが、例えば、もしもテレビ局の放送枠取りや制作依頼をかける際に依頼先が当該案件に参加することが発覚した場合、談合にあたるためそのテレビ局の放送提案はこちらからできないのでしょうか。	<p>公募参加資格として「今回の番組提案に関して、地上デジタル放送枠の確保を見込めること。（公募要領3（11）」、「大阪府域を網羅する地上デジタル放送又は提携する放送局の放送可能の内諾を得られること。（仕様書2（2）オ）」を要件の一つとしており、企画提案書類には放送局の放送見込みについての確約書（様式は問いません）を提出（公募要領4（2）エ）していただくこととします。</p> <p>また、企画提案書に放送予定の放送局名を明記していただくこととしています。（仕様書4（3））</p> <p>なお、「公正な応募提案の確保」については、「応募提案・見積心得」の第3条に定義していますので、応募提案していただく際はご注意ください。</p>